

宿直又は日直勤務手当最低額算定書

1 宿直勤務手当最低額の算定方法

㉑ 宿直勤務につくことので予定されている労働者の数	㉒ 直近の賃金算定期間（1ヵ月）において㉑のすべての労働者が皆勤した場合に支払われる賃金額の合計 （注1）	㉓ ㉑のすべての労働者の㉒の賃金算定期間における所定労働日数（但し、月給者については1年間における1月平均所定労働日数によること）の合計
人	円	日

$$\text{宿直勤務手当最低額} = \frac{\text{㉒}}{\text{㉓}} \times \frac{1}{3} = \boxed{\text{円}}$$

2 日直勤務手当最低額の算定方法

㉑ 日直勤務につくことので予定されている労働者の数	㉒ 直近の賃金算定期間（1ヵ月）において㉑のすべての労働者が皆勤した場合に支払われる賃金額の合計 （注1）	㉓ ㉑のすべての労働者の㉒の賃金算定期間における所定労働日数（但し、月給者については1年間における1月平均所定労働日数によること）の合計
人	円	日

$$\text{日直勤務手当最低額} = \frac{\text{㉒}}{\text{㉓}} \times \frac{1}{3} = \boxed{\text{円}}$$

注1 ㉒の賃金額には、次の手当は算入しない。

- 家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、臨時に支払われた賃金
- 1ヵ月をこえる期間ごとに支払われる賃金

2 この算定書は断続的な宿直又は日直勤務許可申請書に添付して同時に提出すること。